

平成 26 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成 25 年 12 月 24 日

1. 通常収支分

- (1) 一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成 25 年度の水準を相当程度上回る額を確保

一般財源総額 60.4 兆円(+0.6 兆円、前年度 59.8 兆円)

- ・ 地方税 35.0 兆円(+1.0 兆円、前年度 34.0 兆円)
 - ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.9 兆円(+0.4 兆円、同 2.5 兆円)
 - ・ 地方交付税 16.9 兆円(▲0.2 兆円、同 17.1 兆円)
 - ・ 臨時財政対策債 5.6 兆円(▲0.6 兆円、同 6.2 兆円)
- <参考> 社会保障の充実分等の地方負担額 0.35 兆円

- (2) 歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- ・ 歳出特別枠(25)1.5 兆円)については、地域の元気創造事業への振り替え分(0.3 兆円)を含めて実質的に前年度水準を確保(26)1.2 兆円)
- ・ 交付税の別枠加算(25)0.99 兆円)については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保(26)0.61 兆円)

- (3) 緊急防災・減災事業費、地域の元気創造事業費の増額確保

- ・ 緊急防災・減災事業費 0.5 兆円(前年度 0.45 兆円)
 - ・ 地域の元気創造事業費 0.35 兆円(同 0.3 兆円(地域の元気づくり事業費))
- ※交付税の算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映して配分
<参考>平成 25 年度は、給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置として計上

- (4) 一般財源総額を確保した上で、赤字地方債である臨時財政対策債を抑制

- ・ 臨時財政対策債 5.6 兆円(▲0.6 兆円、前年度 6.2 兆円)

- (5) 地方法人税の交付税原資化

- ・ 法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税を創設
- ・ 地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため 0.6 兆円確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		26年度 A	25年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税・地方譲与税等	37.9	36.5	1.4	3.8
	地方交付税	16.9	17.1	▲ 0.2	▲ 1.0
	国庫支出金	12.5	11.9	0.6	5.1
	地方債	10.6	11.2	▲ 0.6	▲ 5.3
	臨時財政対策債	5.6	6.2	▲ 0.6	▲ 9.9
	臨時財政対策債以外	5.0	4.9	0.0	0.5
	その他	5.6	5.4	0.2	4.0
	計	83.4	81.9	1.5	1.8
一般財源総額		60.4	59.8	0.6	1.0
(水準超経費除き)「一般財源」		59.4	59.0	0.4	0.7
歳 出	給与関係経費	20.3	19.7	0.6	3.0
	退職手当以外	18.5	17.8	0.7	3.9
	退職手当	1.9	2.0	▲ 0.1	▲ 5.0
	一般行政経費	33.2	31.8	1.4	4.4
	うち 地域の元気創造事業費	0.35	—	皆増	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.5	▲ 0.3	▲ 20.1
	公債費	13.1	13.1	▲ 0.0	▲ 0.3
	投資的経費	11.0	10.7	0.3	3.1
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	—	皆増	皆増
	給与の臨時特例対応分	—	0.8	皆減	皆減
	緊急防災・減災事業費	—	0.45	皆減	皆減
	地域の元気づくり事業費	—	0.3	皆減	皆減
	その他	4.5	4.3	0.2	5.0
計	83.4	81.9	1.5	1.8	

※精査中のものであり、今後、異動する場合があります。